

2021年7月1日

株式会社 KADOKAWA と株式会社角川アスキー総合研究所との  
吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号  
株式会社 KADOKAWA  
代表取締役 夏野 剛

東京都文京区西片一丁目 17 番 8 号  
株式会社角川アスキー総合研究所  
代表取締役 加瀬 典子

株式会社 KADOKAWA（以下、「吸収分割会社」という。）及び株式会社角川アスキー総合研究所（以下、「吸収分割承継会社」という。）は、吸収分割会社と吸収分割承継会社間の 2021 年 3 月 31 日付吸収分割契約に基づき、吸収分割会社が行う事業のうち、ビジネスプロデュース局（ただし、アカウントビジネス部アカウント 3 課及び 5 課を除く）にかかる事業に関して吸収分割会社が有する権利義務を、吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を実施しました。

本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条 3 項 2 号及び会社法施行規則第 201 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 784 条の 2 ただし書により吸収分割会社の株主には本件吸収分割をやめることを請求する権利が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 785 条第 1 項第 2 号により吸収分割会社の株主には株式買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

本件吸収分割において、債務の承継は全て重疊的債務引受けの方法によるものであり、当該手続を行う必要はなく、当該手続を行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 796 条の 2 ただし書により吸収分割承継会社の株主には本件吸収分割をやめることを請求する権利が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 797 条第 1 項ただし書により吸収分割承継会社の株主には株式買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2021 年 5 月 26 日付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に各別に催告をいたしましたが、同法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2021 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社より、吸収分割会社が行う事業のうち、ビジネスプロデュース局（ただし、アカウントビジネス部アカウント 3 課及び 5 課を除く）にかかる事業に関して吸収分割会社が有する権利義務を承継しました

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

2021 年 7 月 14 日付で本件吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上